●平成19年度から「水と緑の森づくり税」を導入します。

とやまの森林を、すべての県民の財産として県民全体で支えるとともに、森林環境の保全と、森林の公益的機能を持続的に発揮させるための財源として、富山県が平成 19 年度から導入する税金です。

森林を守り育て、次の世代に引き継いでいくために、みなさまのご理解とご協力をお願いします。

平成 19 年度以降

（５年を経過した時点で見直されます。）

住民税：年額 500円 を上乗せします。

（住民税が課税されるすべての方の住民税に上乗せします。）

モデルケース **夫婦＋子供2人・給与収入700万円（年額）**

なるほど！
「所得割」の金額に関わらず、
「均等割」の金額に 500 円が
上乗せされるんだね。

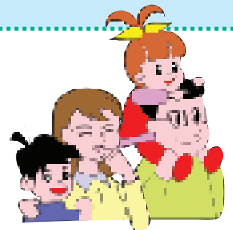

住 民 税 平成19年度

（みなさんに同じ金額をご負担いただく「均等割」と、前年の所得や控除に応じてご負担いただく「所得割」の合計です。）

	制度導入前		制度導入後
均 等 割	4,000 円	➡	**4,500 円**
所 得 割	289,500 円		289,500 円
合 計	293,500 円		294,000 円

※ 子供のうち１人が特定扶養親族に該当し、一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
（前ページ中段のモデルケースと同じ条件です。）

■「水と緑の森づくり税」について詳しく知りたい方は･･･

- 課税については ⇒ 富山県税務課課税係（TEL：076-444-3178）
- 税の使われ方については ⇒ 富山県森林政策課森づくり推進班（TEL：076-444-3385）

●「住民税」に関するお問い合わせは、お住まいの市の各窓口へ

お気軽に
お問い合わせ
くださいね!!

砺波市役所 税務課 〒939-1398 砺波市栄町７－３
電話 0763-33-1111（内線 111～113）

小矢部市役所 税務課 〒932-8611 小矢部市本町１－１
電話 0766-67-1760（内線 721･725）

南砺市役所 税務課 〒939-1596 南砺市苗島 4880
電話 0763-23-2005（直通）

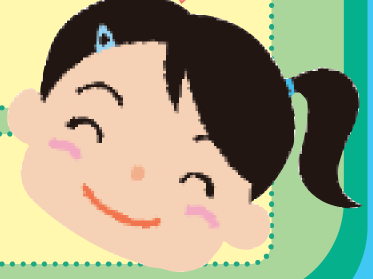

税源移譲
国から地方へ

所得税と住民税が変わるゾウ

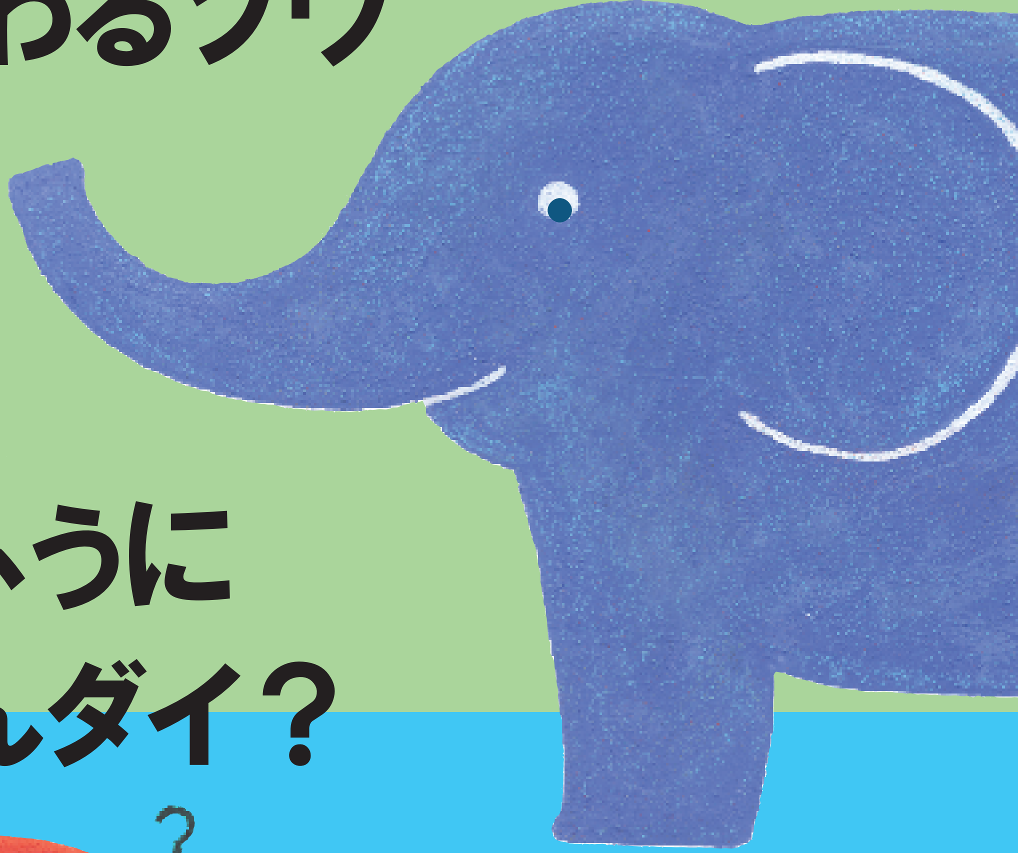

どんなふうに変わるんダイ？

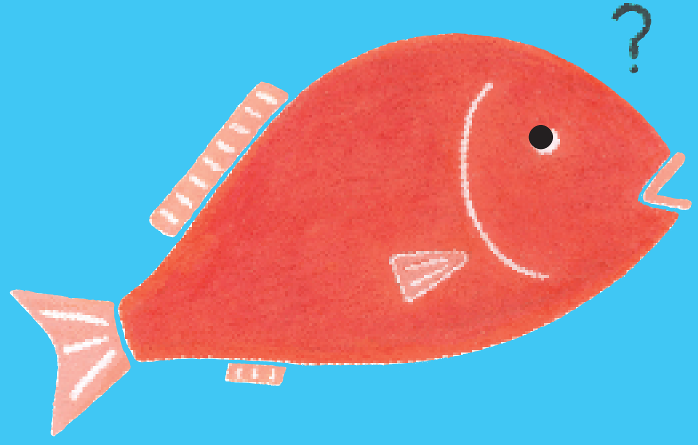

納税額が変わるのは･･･
所得税 ⇒ 平成19年1月分から
住民税 ⇒ 平成19年6月分から
（市県民税）

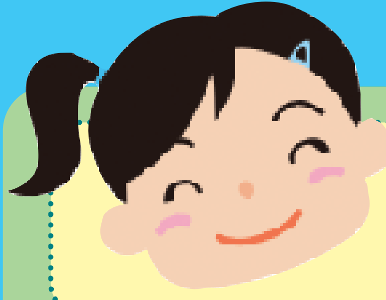

くわしいことは、この中に！
さあ、開いて読んでみよう！

砺波市・小矢部市・南砺市

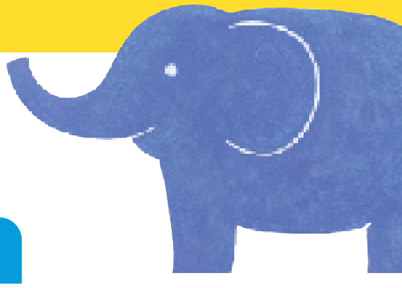

平成19年から
あなたの所得税・住民税が変わります。

●平成19年から税源移譲により、所得税と住民税の税率が変わります。

「何が変わるの？」

「地方のことは地方で」という方針のもと、地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」が実現します。その柱といえるのが、今回の「税源移譲（ぜいげんいじょう）」。税源移譲では、所得税（国税）と住民税（地方税）の税率を変えることで、**国の税収が減り、地方の税収が増える**ことになります。およそ3兆円の税源が、国から地方へ移譲されます。

「どう変わるの？」

税源移譲によって、地方は必要な財源を直接確保できるようになります。これにより、住民は**より身近で、よりよい行政サービス**を受けられるようになります。

所得税 **平成19年1月分から適用** → 4段階の税率を、**6段階に細分化**
（所得税と住民税を合わせた税負担が変わらないよう制度設計）

住民税 **平成19年6月分から適用** → 3段階の税率から、**一律10%に**
（都道府県民税4%・市区町村民税6%）

ほとんどの方は、1月分から所得税が減り、そのぶん6月分から住民税が増えることになります。しかし、税源の移し替えなので、「所得税+住民税」の負担は基本的には変わりません。

モデルケース　税源移譲による負担変動（年額）

独身者の場合

給与収入	税源移譲前 所得税	税源移譲前 住民税	税源移譲前 合計		税源移譲後 所得税	税源移譲後 住民税	税源移譲後 合計		負担増減額
300万円	124,000円	64,500円	188,500円	→	62,000円	126,500円	188,500円	=	0円
500万円	258,000円	163,000円	421,000円	→	160,500円	260,500円	421,000円	=	0円
700万円	474,000円	307,000円	781,000円	→	376,500円	404,500円	781,000円	=	0円

夫婦+子供2人の場合

給与収入	税源移譲前 所得税	税源移譲前 住民税	税源移譲前 合計		税源移譲後 所得税	税源移譲後 住民税	税源移譲後 合計		負担増減額
300万円	0円	9,000円	9,000円	→	0円	9,000円	9,000円	=	0円
500万円	119,000円	76,000円	195,000円	→	59,500円	135,500円	195,000円	=	0円
700万円	263,000円	196,000円	459,000円	→	165,500円	293,500円	459,000円	=	0円

※夫婦十子供2人の場合、子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。
※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
★このほか、実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止される等の影響があることにご留意ください。（詳しくは右のページをご覧ください）

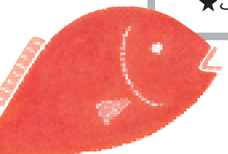

◎税源移譲以外の主な変更点

●定率減税が廃止されます。

平成11年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて廃止されます。（所得税は平成19年1月分、住民税は平成19年6月分から）

平成18年
所得税：平成18年1月分から
税額の10%相当額を減額（12.5万円を限度）
住民税：平成18年6月分から
税額の7.5%相当額を減額（2万円を限度）

→

平成19年以降
所得税：平成19年1月分から廃止
住民税：平成19年6月分から廃止

モデルケース　夫婦＋子供2人・給与収入700万円（年額）

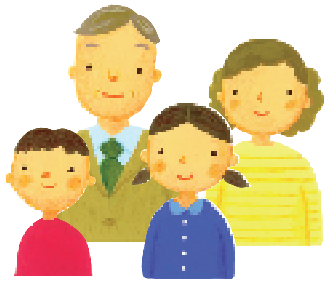

	平成18年		平成19年
住民税	196,000円	→	293,500円
・定率減税	△14,700円		
所得税	263,000円		165,500円
・定率減税	△26,300円		
合計	418,000円		459,000円

※子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。　※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

●住民税の老年者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています。

平成17年1月1日現在、65歳以上の方（昭和15年1月2日以前に生まれた方）で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度まで住民税が非課税でしたが、年齢に関わらず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が平成18年度から廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。ただし、急激な税負担を緩和するため経過措置がとられています。

平成17年度
合計所得金額
125万円以下の方
非課税

→

平成18年度以降
課 税
経過措置として
平成18年度は税額の3分の2を減額
平成19年度は税額の3分の1を減額
平成20年度以降は、全額負担
※この経過措置は昭和15年1月2日以前に生まれた方が対象になります。

モデルケース　70歳独身・年金収入200万円（年額）

平成17年度			平成18年度			平成19年度	
住民税	非課税	→	住民税	19,900円	→	住民税	37,300円
			・定率減税	△1,500円		・住民税 $\times \frac{1}{3}$	△12,434円
			・（住民税−定率減税）$\times \frac{2}{3}$	△12,267円			
所得税	34,800円		所得税	34,800円		所得税	17,400円
・定率減税	△6,960円		・定率減税	△3,480円			
合計	27,840円		合計	37,453円		合計	42,266円
（税額	27,800円）		（税額	37,400円）		（税額	42,200円）

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
※年金収入200万円の方は、年金に係る控除を行った後の合計所得金額は125万円以下なので、経過措置が適用されます。

※各モデルケースの住民税（年額）は所得割に係るもので、このほか均等割が課税されます。